

<b>第 114 号</b>	<b>Super Highway</b>	
発行日 2024. 3. 5	J R 東労組バス関東本部	J R 東労組ホームページ

## 経団連が、2024年1月15日に 労使自治を軸とした労働法制に関する提言

「労使自治を重視／法制度はシンプルに」の基本的な視点に基づき、政府には次の3点の制度見直しを求めたいとしている。

- ① 【過半数労働組合がある企業対象】労働時間規制のデロゲーションの範囲拡大
- ② 【過半数労働組合がない企業対象】労使協創協議制（選択制）の創設

（略）労働者の意見集約や協議・団体交渉という観点からは、**憲法で認められた団体交渉や労働協約締結などの権限をもつ企業内労働組合が果たす役割は従来にまして大きくなっている**。一方で、現在ある労働組合には有期雇用等労働者が参加していないところも少なからずあり、社員の意見を聞いて各種施策を実施していくうえで課題となりうる。

こうした点を踏まえると、労働組合法の理解を高めるための周知啓発や教育を通じ、労働組合の組織化が図られることなどが期待される。（略）。加えて、**法制面では、過半数組合がない企業の労使における意見集約や協議を促す一助として、新しい集团的労使交渉の場を選択的に設けることができるよう、「労使協創協議制」の創設を検討することが望まれる**。具体的内容は今後さらなる検討が必要であるが、（略）

また、**労使協創協議制の要件を満たさないものの、実質的に労使協議の機能を果たしている社員や社員親睦会等を相手とした労使コミュニケーションについても、その意義や重要性を共有すべきである**。例えば、有期雇用等労働者に対する均衡待遇の合理性判断において、労働組合に限らず、**実質的に労使協議を行っている組織との協議・合意も考慮要素に含まれるよう**、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（同一労働・同一賃金ガイドライン）に盛り込むことも考えられる。

- ③ 【全企業対象】就業規則作成時における意見聴取等の単位の見直し

**企業内労働組合が果たす役割は大きいとしながら、  
過半数組合がなければ組合不要論??**

**J R バス 関東で働く仲間を一つに！**